

令和6年9月5日

東北町議会議長 岡山 粕男 殿

産業建設常任委員会
委員長 坂本 直大

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第47条の規定により報告します。

記

- 1 開催期日 令和6年8月23日（金）
- 2 開催場所 役場議員控室
- 3 調査事項

（1）所管事務調査

- ①農林水産課 ・ 水稲に関する一部地域での生育不良について
・ 滝沢平土地改良区の解散について
- ②商工観光課 ・ 小川原湖ふれあい村のインフラ整備について

4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

農林水産課

・ 水稻に関する一部地域での生育不良について

1 概要

- ・ 5月下旬以降「水稻の生育状況が悪い」との情報が寄せられた。
- ・ 旭町地区・蓼内地区・黒志多地区・鶴ヶ崎地区、各地区の一部の水田で生育不良が見受けられた。
- ・ いずれの地区も小川原湖から取水して耕作している水田だったため、上北県民局農業普及振興室の協力を得て水質調査を行った。

2 被害の状況

- ・ 約30ha

3 現場確認及び調査（分析）結果

- ・ 水質調査の結果、EC値が高い状況であることが判明した。
- ・ 他の機関で行っている水質データも加え分析を行った結果、EC値が高いのは塩分（塩化ナトリウム）の濃度が高いことが原因と思われる。
- ・ 高いEC値の状況で栽培したため苗が影響を受けたと考えられる。
- ・ 同じ取水源であっても通常通りの生育状況の水田もあることから、原因は水質だけではなく、田植えの時期や苗の状態、その後の天候状況など複数の要因が考えられます。
- ・ いずれにしても原因を特定するのは難しいと考えております。

4 今後の対応

- ・ 5月以降継続して行っている水質調査に関しては8月で終了する。それに代えて10月以降、小川原湖から取水している付近のEC値と塩化物イオン濃度の水質調査を実施する。
→ 農業者に向けて情報提供
- ・ 米作りに関する指導。（上北県民局農業普及振興室及び両農協）
- ・ 収量減の場合の補償。（青森県農業共済組合南部支所）

【質疑】 収量減の場合の補償ですが、農林水産課のほうでも共済組合等に加入してくださいと頻りにPRはされていると思うのですが、米農家さんの加入率が低いというお話も聞きます。今回被害に遭われた人たちは加入されていましたか。

【回答】 全て確認は取れていませんが、水稻の補償に関しては水稻共済と収入保険の2種類あり、多くの方はどちらかに加入しているかと思えます。

【要望】 今後の対応で、10月以降調査していくということですが、もっと現状把握し原因を特定して、今よりも来年の春の田植え時期に向けて重点的に水質調査していただければと思います。

・ 滝沢平土地改良区の解散について

1 概要

滝沢平土地改良区では令和元年度から、上北地域県民局地域農林水産部の指導のもと、解散に向けて協議を進めてきた。

その中において「解散の要件として、土地改良区の財産を処分しなければならない。」
となっているため、財産の処分方法の一つとして町へ寄付したい旨の要望を受けた。

町では公共性の状況等を踏まえ次のとおりとしたい。

- (1) 農道及び農道に附帯する土地に関しては受け入れする。(3で内容表示)
- (2) 公共性の無い土地に関しては、町では受け入れない事とするので改良区が処分する。
- (3) 台帳は存在するが地図上に表示が無い「不所在地(43筆)」について、青森地方法務局十和田支局と抹消登記の手続きについて協議して来た。

結果、抹消する事が出来ないことが判明したため、現状のまま寄付を受ける事とする。

- (4) 揚水機場の建屋は町として使用用途が無いため受け入れ出来ない事とする。
- (5) 記念碑はそのままで受け入れする。
- (6) 2箇所ある吐出し槽の構造物は安全対策を施したうえで受け入れする。
- (7) 水路等の工作物はそのままで良い事とする。

2 滝沢平土地改良区の概要

名 称 滝沢平土地改良区
所 在 地 東北町字滝沢平2-502
設立年月日 昭和38年11月22日
地区面積 341ha
組合員数 177名

3 寄付を受ける内容

地 目	筆 数	面 積
公衆用道路	209	238,831 m ²
井 溝	49	20,859 m ²
原 野	2	1,117 m ²
雑 種 地	7	3,619 m ²
山 林	1	2,975 m ²
用悪水路	2	276 m ²
	270	267,677

4 今後のスケジュール

- (1) 町へ「土地改良施設及び維持管理事業引継申請書」を提出し承認を受ける。
- (2) 滝沢平土地改良区→解散を決定する総会を開催。
滝沢平土地改良区清算人を選任し、清算の手続きを進める。
- (3) 町へ寄付申込書を提出する。
- (4) 町で所有権移転登記の手続きをする。
- (5) 決了総会を開催し、滝沢平土地改良区清算人を退任する。
- (6) 旧滝沢平土地改良区相談人を選任し、原則3年間、何かあった場合の町との協議窓口になってもらう。

商工観光課

・小川原湖ふれあい村のインフラ整備について

小川原湖ふれあい村は、町民だけでなく、町内外からも訪れる町の観光主要スポットです。

現在、施設の老朽化などが課題となるなか、近年キャンプ需要は大きく変化し、スマートフォンが生活必需品となり、災害多発による防災対策などが求められており、それらに対応し、かつ持続可能な環境づくりを目指すにあたり、次の取り組みを考えております。

(1) 暑さ対策

全国的に異常な暑さが社会問題となっており、ケビンハウス等のアウトドア施設でも対策が必須となっています。そのため既設のケビンハウスにエアコンを設置し、宿泊者に貴重な休日を快適にお過ごしいただける環境を整備します。

(2) 通信環境対応

今や多くの人々がスマートフォンやタブレットを持ち歩き、最新の情報等を頼りにしています。アウトドア施設においても同様であり、Wi-Fiを提供することで利用者が快適に過ごすことができ、リモートワークにも対応できます。

(3) 「トレーラーハウス」と「バレルサウナ」（民間事業者対応）

トレーラーハウスは家のような快適さを保ちながら、アウトドアの楽しさ、自然との触れ合いを体感できる施設です。それに併設する「バレルサウナ」は、樽型のため熱が効率的に循環し、室内が均一に温まりやすいのが特徴で、木のぬくもりを感じながら利用できるサウナとなっております。

なお、これらの設置については、包括連携協定を結んでいる株式会社RCG及び、これまでRCGを通じた企業版ふるさと納税の寄附企業である、株式会社オンライントラベルとの連携による取り組みによって、無償で設置されるものです。

(4) 防災対策

全国的に災害多発による防災対策が求められている昨今ですが、町として避難環境を整えておくことは必然的であり、その対応として、既存のケビンハウスを避難住宅として整備し、Wi-Fi 整備により緊急時の最新情報の入手を可能とし、キャンプ道具の貸し出し、更には仮設住宅として移動可能なトレーラーハウスを設置するためのインフラ整備により、既存のアウトドア施設を有事の際の避難場所に対応できるように整備します。

なお、トレーラーハウス設置に係る、電気、給排水敷設工事、ケビンハウス等エアコン設置に向けたキュービクル設置工事の予算につきましては、今回の定例会において、「小川原湖ふれあい村整備事業として」38,000千円の債務負担行為を設定し、同額を令和7年度当初予算に計上し事業を進めていきたいと考えております。

ほか、温泉マップ・観光ガイドブック作成、道の駅ホームページ改修を予定している。

【質疑】 道の駅ホームページ改修ですが、今までふれあい村の予約方法は電話しかなかったと思いますが、道の駅ホームページを改修することによりネットで予約ができるようになりますか。

【回答】 9月以降に改修する予定ですので、改修が終わればネットでの予約が可能となります。

建設課

- ・補正予算の概要説明

商工観光課

- ・補正予算の概要説明

農林水産課

- ・補正予算の概要説明

農業委員会

- ・補正予算の概要説明

その他

建設課 ・令和6年8月4日東北町字塔ノ沢山地内における土砂崩落について

令和6年8月4日午後4時20分頃局地的大雨により土砂の崩壊が発生し、東北温泉の建物の中に土砂が流れ込んだ。国道394号線は県の管轄となりますが、片側が組立歩道となっており歩道の下まで土砂が崩れている状態で、路体のほうに影響があると二次災害の可能性があるということで、片側車線を通行止めとしている。

(今後の対応策)

令和6年度実施

- ・応急措置
- ・調査・設計
- ・用地測量
- ・仮設防護柵設置

令和7年度実施予定

- ・急傾斜地崩壊対策工事

農林水産課 ・クマ等の出没時の対応について

令和5年8月31日に「クマ等出没時の対応マニュアル」を制定

※クマ、サル、イノシシ、ニホンジカ → 「クマ等」という。

(1) 連絡体制

クマ等が出没した際に、農林水産課を中心に役場関係機関、警察署、消防署、猟友会、小中学校が連携して迅速に対応するため連絡体制を整備。

(2) 初動対応

町での対応内容及び関係機関への依頼事項を連絡（FAXと電話を併用）する。

(3) 初動後に係る二次対応

初動対応後、これまでの状況を総合的に勘案し警戒レベルを定める。

また、その後の目撃状況次第では必要に応じて関係機関と協議し、各警戒レベルの見直しを検討する。

(4) 警戒レベルごとの対応

定めた警戒レベル（1～4）内容により対応する。

※令和6年3月27日に「東北町鳥獣被害対策協議会」を設立。

※令和6年3月27日に「東北町上北地区鳥獣被害対策実施隊設置要綱」を制定。

上下水道課 ・工事請負契約の締結について（淋代地区井戸築造工事）

- 1 契約の目的 淋代地区井戸築造工事
- 2 工事場所 東北町字太田平 地内
- 3 契約金額 69,300,000円
- 4 契約の相手方 青森市浪館前田4丁目10番25号
大泉開発株式会社
代表取締役 坂本 興平
- 5 工事の概要 ポーリング工
掘削径：Φ350mm、ケーシングパイプ：SGP黒管200A
掘削深度：350m
- 6 工期 令和6年7月23日から令和7年2月28日まで。